

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高岡市

2. 構造改革特別区域の名称

高岡市産業活性化 I T人材育成特区

3. 構造改革特別区域の範囲

高岡市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 区域の概要

富山県高岡市は、明治 22 年 4 月に市制が施行され、平成 11 年に市制施行 110 周年を迎えている。平成 17 年 11 月 1 日、西側に接する福岡町と新設合併し、面積は 209 km²、人口は約 18 万 3 千人で、富山県内で第二の都市である。

本市は、富山県の北西部に位置し、市内の西側には二上山とこれに連なる西部丘陵があり、中央部から東側は庄川・小矢部川によって形成された平坦な平野部からなり、北側は富山湾に面している。富山湾側には、日本海側で有数の伏木港があり、平成元年からさらに大型化・近代化するため外港の整備が進められ、平成 10 年には、伏木万葉埠頭の供用が開始されている。

交通に関しては、能越自動車道の高岡インターチェンジが平成 12 年に、高岡北インターチェンジが平成 16 年に開通した。また、平成 17 年 6 月には、北陸新幹線（富山～金沢間）の工事が着工され、平成 26 年の開業を目指している。

(2) 商工都市高岡

富山県は、日本海側でも工業の発展がめざましく、なかでも高岡は、千保川の水運を利用した中小工場地域と、小矢部川下流から伏木港にかけての大工場地域を中心に発展を続けてきた。

高岡の商工業の歴史は、加賀藩二代藩主前田利長公の保護を受け発展した銅器や漆器などの伝統工芸に始まる。高岡銅器は、梵鐘などの大型製品から、花器や茶器、仏具にいたる多くの製品を生産し、出荷額・販売額は全国一のシェアを占

める。高岡漆器は、彫刻塗、勇助塗、青貝塗の独特の技法をもとに、盆類、茶道具、室内調度品などを製造している。昭和 50 年に、高岡銅器・漆器ともに、国の伝統工芸品の産地指定を受けた。現在、高度な伝統的技術を保持し伝統工芸の継承に従事する「伝統工芸士」の認定を受けた多くの職人が、伝統技術の向上や継承に従事し、平成 17 年 7 月には、高岡銅器伝統工芸士の大澤光民氏が国の重要無形文化財「鑄金」保持者として人間国宝に認定されている。

このような歴史をもつ高岡市では、現在、「ものづくり・デザイン都市」として、伝統工芸・技術の保存・継承を図るとともに、現代の消費者のニーズに対応した新デザインの開発、新クラフト産業の創出に取り組んでいる。

また、鑄物技術をもとに、昭和初期からはアルミニウム産業が盛んとなった。鍋や食器類など家庭日用品を始め、車両部品、住宅用建材、ビル用建材など、住空間から都市空間まで多様で高度な製品を生産し、日本のアルミニウム産業の一大拠点となっている。このほか、化学・薬品、紙・パルプ、機械などの近代産業が展開され、日本海沿岸を代表する工業都市として発展を遂げてきた。

しかし、現在は、景気の低迷や伝統産業における後継者不足などにより、地域産業の停滞が余儀なくされている。こうしたなか、産業活動の効率化や発信、研究開発などにおける情報技術の導入や、情報関連産業やソフト産業などの育成・導入を図っている。

一方、高岡の商業は、藩政期以来、卸売業が中心であったが、高岡駅の開設にともない、駅前を中心としてしだいに小売業も発展し商店街を形づくってきた。しかし、かつては「北陸の商都」といわれた高岡の商業も、人口の伸び悩み、金沢・富山などとの都市間競争の激化、マイカー時代への対応の遅れや県外資本による大型小売店の郊外進出および消費者志向の多様化などの問題を抱えている。

こうしたなか、高岡市では、中心市街地活性化基本計画やTMO構想に基づく事業、北陸新幹線新高岡駅を含む駅周辺整備事業の推進や、物流システムの近代化などに取り組んでいる。

5. 構造改革特別区域の意義

近年、昨今のIT（情報技術）革命の進展にともない、より高度で広範囲な情報システムが社会のあらゆる分野に急速に広がってきている。その恩恵を受ける形で、情報通信やバイオテクノロジー、新素材、環境などの先端科学技術分野の技術革新も目覚ましく進展している。

今後も、市民生活や経済・産業分野での、高度情報通信技術のさらなる活用の促進が求められる。

高岡市では、まず市民生活において、誰もがいつでも主体的に福祉や防災、生

涯学習などの情報を容易に入手・活用できる環境づくりの徹底や、学習講座や講演会、情報教育推進などにより市民への高度情報化についての啓蒙・普及をおこない、情報利活用能力を高める取り組みを続けている。また、市民ボランティアとの協働により、ITを活用した視覚障害者支援、これから退職を迎えるシニア層を対象としたITボランティアの養成などの活動もおこなっている。

産業分野においては、情報関連産業やソフト産業の育成・導入のほか、本市の産業経済の発展に大きく貢献してきた金属製品、非鉄金属、化学・薬品、紙・パルプなどの基幹産業の今後の発展と、先端科学技術を生かした新産業の育成・振興を目指し、高度情報化への対応支援を進めている。

また、伝統工芸や、これを基盤として発展を始めたデザイン関連産業においても、そのPRや情報の受発信から制作過程自体にまで、IT技術の導入は進んでいる。地域産業の高度化・高付加価値化促進と、若者の定住促進を目指した魅力ある就労の場の確保のため、平成14年度に整備された高岡オフィスパークには、その中核支援施設として、高岡市デザイン・工芸センター、富山県総合デザインセンター、富山県産業高度化センターが連携し、デザイン・情報産業の支援をおこなっている。まず、高岡市デザイン・工芸センターにおいては、デザイン作成用のパソコンやスキャナーなどの使用提供のほか、ホームページを利用し、工芸体験実習の情報提供・申し込み受付や、金工・漆工の加工技術などに関する画像や映像を使った解説や、関連メーカーの紹介などをおこなっている。また、富山県総合デザインセンターのデザイン工房では、デザイン向け3次元CAD/CAM、CAMデータ作成システム、グラフィックCG用のPowerMACなどのパソコンを駆使し、デザインイメージの具体化や検証がおこなえる設備や、そのCAD/CAMデータをNC工作機械へ転送し、デザインモデルを自動運転で加工・試作できる設備が整っている。希望に応じ、センタースタッフが操作指導をおこなっている。また、CAD/CAM研修や、グラフィックデザイン・ITデザインセミナーなどにより企業のデザイン開発力向上や人材育成を図っている。富山県産業高度化センターでは、賃貸オフィス・インキュベータ室等の起業拠点を提供するとともに、社内LANによるインターネットへの接続などの情報提供、コンテンツ制作などの情報支援、CAD、光造形機などデザイン支援施設を提供している。また、研修室では企業や団体を対象とし、たとえば農業簿記など幅広い分野におけるパソコン研修や、デザイン関連の人材育成のためCAD講習会などを実施し、情報支援をおこなっている。

このような、高岡を象徴する伝統工芸やデザイン関連産業を始めとする既存産業の高度情報化支援や、情報関連産業の振興などの取組みのほか、高度情報通信技術が各分野に浸透しつつある現代において、この技術のさらなる活用のため、ITの専門性に富んだ人材の育成が強く求められる。

本特例措置にもとづく講座を特別区域内の北陸工業専門学校高岡分校で開設することにより、基本情報処理技術者試験や初級システムアドミニストレータ試験およびC I W資格といった、高度なI T資格を有しI Tの専門性に富んだ人材の育成が進む。当該専門学校は、創立から30年以上にわたり県下において地域に根ざし時代に即した実践的な技術者の育成に取り組んできた、高岡市で唯一の高度情報処理教育を専門とする専修学校である。当該専門学校が、高岡市において本特例措置によりI T人材の育成を促進することは、伝統工芸やデザイン産業の発展、アルミニウムなど基幹産業の生産性の向上や、情報関連産業の振興、それら結果による地域経済の活性化、市民生活への情報化の普及などにおいて意義がある。

6. 構造改革特別区域の目標

本特例措置にもとづく講座開設事業を予定する当該専門学校においては、情報処理技術者の効果的な育成を目指した教育内容の充実が進められることから、「基本情報技術者試験」「初級システムアドミニストレータ試験」の合格者数および合格率の向上を目指すことにより、いっそうのI T技術の向上につなげ、高度情報化が進む現代において、高岡市の産業・経済活性化に貢献する人材の育成につなげる。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 高岡市の産業・地域経済の活性化、市民生活への高度情報化の普及

本特例措置にもとづく講座開設により、情報処理系企業への就職に有利とされる基本情報技術者試験、初級システムアドミニストレータ試験の合格者が多数輩出される。このことが、高岡オフィスパークを拠点としたデザイン・情報産業支援や、情報通信関連企業の立地助成事業、若者への地元企業就職支援事業など市の取り組みと相まって、I T人材の地元企業への就職を促進することで、高度情報化に対応した地元産業のさらなる発展、情報関連産業の振興につながり、ひいては高岡市の経済活性化がもたらされる。また、情報関連産業の振興により、市民生活への高度情報化の普及、利便性の向上も期待できる。

(2) 教育的効果

I T技術の高度化や情報化の進展にともない、よりいっそう時代のニーズに応える人材の育成が求められるが、そのためには教育内容の改善・充実

への取り組みが必要である。なかでも、若者の職業能力開発を進めていくうえでもっとも強みとなるIT関連の資格取得の向上を目指した教育基盤の整備が重要である。

現在、情報処理技術者試験の取得目標を掲げている当該専門学校において、実際の受験率は学生全体の4分の1にも満たないという現状がある。その原因として、他の検定に比べ試験科目の多い基本情報技術者試験、初級システムアドミニストレータ試験は学生の負担が大きく嫌われる傾向にある。しかし、これらの国家試験に合格することで、IT技術に関する幅広い見地をもち、多面的な角度から判断ができるようになり、さらなる技術向上が期待できるとともに、より就職選択の幅が広がり、就職後も学生の希望の部署に就きやすくなる。

よって、本特区計画は、IT技術の高度化や情報化の拡大が進む現代において、それに対応し得る人材の育成を取り入れた教育基盤の整備につながり、これは高岡市の産業・経済活性化に大きな役割を担うと考えられる。

8. 特定事業の名称

- 1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

関連事業

- (1) 工業基盤の整備、情報関連産業支援、伝統産業・デザイン関連産業支援、若者の雇用の場の拡充
- ・ 企業立地助成事業（平成16年度、情報通信関連企業に対し新設）
 - ・ 高岡市SOHO事業者支援施設（平成14年度整備、設置数7室）
 - ・ 高岡オフィスパーク整備事業
- 富山県西部地域における産業業務機能の立地促進により、地域産業の高度化・高付加価値化、若者の定住を促進するため魅力ある就労の場の確保を目指す。
- 中核施設として、高岡市デザイン・工芸センター、富山県総合デザインセンター、富山県産業高度化センターが連携し、デザイン・工芸や情報分野における人材育成と企業支援に取り組んでいる。
- ・ 合同就職面接会、Uターンフェア・イン・とやまの開催など人材確保推進事業

(2) 高度情報化を推進する環境・ひとづくり

・ 地域イントラネット管理運用事業

市民が必要な情報を用意に取り出せるよう美術館等学術施設や公民館に公開端末の設置運用、市内の全小中学校の校内 LAN や教育支援システムの整備など情報教育推進

・ I T 普及事業

市民ボランティアとの協働により、学習講座、講習会、I T フェスタたかおかの開催など市民への高度情報化の普及・啓蒙、I T を活用した視覚障害者支援、I T ボランティアの養成、市民団体向け情報発信スペースの提供など

(3) 高度情報基盤を活用した地域情報の受発信

- ・ インターネットの利活用 (ホームページや電子メールによる地域情報の提供等)
- ・ 行政サービスのシステム化

1 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

認定講座を共同で開設する者として、

(1) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)代表者 西川 靖俊

所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-5-7

(2) 認定講座の運営者

学校法人立山学園 北陸工業専門学校 高岡分校

所在地：〒933-0871 富山県高岡市駅南1丁目830-14

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

一、「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(CIW併用コース)

別添資料1のとおり。

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。

ただし、認定講座の運営に当たっては、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

一、民間資格試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得すること。

二、前号に加え、認定講座を7割以上の出席を以って履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当試験における合格基準点は、JACCが定めるものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

一、修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

二、修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特

区区域内に指定した施設とする。

- 三. 修了認定に係る試験の問題は、JACCが統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。
- 四. 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。
- 五. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しとを併せて、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における
当該民間資格の名称およびその試験項目

- 一. 資格名：「CIWアソシエイト」
- 二. 試験科目：「CIWファンデーション」
- 三. 試験項目：

CIW試験範囲の項目		
	出題分野	出題項目
(A)	インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
		2 インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1 Web コンセプト
		2 Web サービスの利用
		3 データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
		2 セキュリティ・マネジメント
		3 セキュリティ・テクノロジー
		4 ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1 e コマース
		2 マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
		2 ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
		2 ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ

		2 ネットワーク・デザイン
		3 ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネント I
		2 サービス・コンポーネント II
		3 サービス・コンポーネント III
(J)	システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
		2 データベース
(K)	サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
		2 HTML
(L)	サイト開発の実践	1 HTML コーディング I
		2 HTML コーディング II
		3 HTML コーディング III
		4 HTML コーディング IV
(M)	サイト開発の応用	1 ツールの使用
		2 拡張言語テクノロジー I
		3 拡張言語テクノロジー II

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

1 特定事業の名称

1132(1144) 修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

認定講座を共同で開設する者として、

(1) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC) 代表者 西川 靖俊

所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-5-7

(2) 認定講座の運営者

学校法人立山学園 北陸工業専門学校 高岡分校

所在地：〒933-0871 富山県高岡市駅南1丁目830-14

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

一. 「基本情報処理技術者試験対策講座」(CIW併用コース)

別添資料2のとおり。

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。

ただし、認定講座の運営に当たっては、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

一. 民間資格試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得すること。

二. 前号に加え、認定講座を7割以上の出席を以って履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当試験における合格基準点は、JACCが定めるものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

一. 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

二. 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特

- 区区域内に指定した施設とする。
- 三. 修了認定に係る試験の問題は、JACCが統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。
- 四. 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。
- 五. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格試験の取得を証する写しとを併せて、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称およびその試験項目

- 一. 資格名：「CIWアソシエイト」
- 二. 試験科目：「CIWファンデーション」
- 三. 試験項目：

CIW試験範囲の項目		
	出題分野	出題項目
(A)	インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
		2 インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1 Web コンセプト
		2 Web サービスの利用
		3 データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
		2 セキュリティ・マネジメント
		3 セキュリティ・テクノロジー
		4 ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1 e コマース
		2 マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
		2 ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
		2 ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ

		2 ネットワーク・デザイン
		3 ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネント I
		2 サービス・コンポーネント II
		3 サービス・コンポーネント III
(J)	システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
		2 データベース
(K)	サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
		2 HTML
(L)	サイト開発の実践	1 HTML コーディング I
		2 HTML コーディング II
		3 HTML コーディング III
		4 HTML コーディング IV
(M)	サイト開発の応用	1 ツールの使用
		2 拡張言語テクノロジー I
		3 拡張言語テクノロジー II

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。